

島根海区漁業調整委員会事務局だより

第13期第10回島根海区漁業調整委員会が平成22年3月25日に島根県民会館で開催されましたので、会議の概要をお知らせします。



1. 島根海区における区画漁業の免許内容等の事前決定について（諮問） 〈 公聴会 〉

先の委員会で協議のあった、島根海区に係る海面における区画漁業の免許の内容たるべき事項、地元地区、免許予定日及び申請期間の告示案が当委員会に諮問されました。

免許の申請期間は平成22年4月1日から同年6月30日、免許される漁業権の存続期間は平成22年8月1日から平成25年8月31日までです。

答申に当たり、関係者の意見を聴く公聴会が開催され、JFしまね大社支所組合員及びJFしまね島根町支所から公述人としての意見が述べられました。

意見は大社支所管内においてはワカメの養殖規模の拡大を、島根町支所管内においてはイワガキ等の貝類養殖の規模拡大を図りたいとの内容で、地元要望のとおり漁場計画の樹立を求めるものでした。

委員会では、本諮問に対し異議の無い旨の答申がなされました。告示は4月1日付けで県報掲載されることになりました。

2. その他

以下の報告がありました。

・平成22年3月16、17日に水産庁で開催された日本海・九州西広域漁業調整委員会で、昨年（平成21年）の第8回島根海区漁業調整委員会で九州漁業調整委員会から説明のあった九州・山口西海域トラフグ資源回復計画にかかる広域漁業調整委員会指示案が原案どおり可決されたこと。

・平成22年3月17日に開催された第47回島根・山口連合海区漁業調整委員会で、島根県益田沖への山口県側からの入漁案が承認された。

なお、この入漁は島根、山口両県の長い歴史の中での決めごとであり、地元同士の合意によるものであること。

問い合わせ先
島根海区漁業調整委員会 事務局
TEL 0852-22-5950